

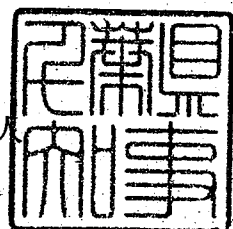
県営土地改良事業変更計画の概要につき成田市長、佐倉市長、 印西市長、酒々井町長及び栄町長と協議する旨の公告

このたび、成田市、佐倉市、印西市、印旛郡酒々井町及び印旛郡栄町の一部を受益地域とする県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、事業変更計画の概要につき成田市長、佐倉市長、印西市長、酒々井町長及び栄町長と協議する旨公告します。

なお、下記1～3のとおり事業変更計画の概要を縦覧するので、これに意見がある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、下記4のとおり縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和7年6月6日

千葉県知事 熊谷 俊



記

1 縦覧に供する書類の名称

県営印旛沼地区土地改良事業（農業用排水施設の管理）変更計画の概要

2 縦覧期間

令和7年6月9日から7月4日まで

3 縦覧場

成田市農政課、佐倉市農政課、印西市農政課、印旛郡酒々井町経済環境課及び印旛郡栄町経済環境課

4 意見書の提出方法

(1) 意見書 住所及び氏名を記載した書面

(2) 提出先 千葉県印旛農業事務所

所在地 佐倉市鎗木仲田町8-1